内閣府、復興庁、総務省、財務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第　　号
国土交通省、環境省、原子力規制委員会

産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第二十一条第一項の規定に基づき、重点産業技術に関する研究及び開発の推進に関する指針を次のように定める。なお、この指針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

令和　　年　　月　　日

内閣総理大臣　名
総務大臣　名
財務大臣　名
文部科学大臣　名
厚生労働大臣　名

農林水産大臣　名
経済産業大臣　名
国土交通大臣　名
環境大臣　名
原子力規制委員会委員長　名

重点産業技術に関する研究及び開発の推進に関する指針

第一　重点産業技術に関する研究及び開発の意義及び基本的な方向に関する事項

一　重点産業技術に関する研究及び開発の意義

科学技術・イノベーションの歴史を俯瞰してみると、戦後直後の「リニアモデル」の時代から「イノベーション・エコシステム」の時代を経て、「科学とビジネスの近接化」とも言える新たな時代に入っている。巨額資本を活用して科学に大型投資を行うなど、ビジネスが

極めて初期段階から科学を加速させる時代である。こうした中で、各国では産業競争力、ひいては国力を高めるべく、戦略的な科学技術領域への重点投資や研究開発拠点の誘致競争を激化させている。

ＡＩや量子等の関連市場規模の拡大が見込まれる技術が急速に発展する中、戦略的に重要な技術を特定し、事業者が他の技術に先駆けて研究及び開発に取り組みやすい環境を整備することで、産業技術力の底上げや新たな産業の創出を図っていくことが重要である。

また、研究開発機関に重点産業技術に関する知見がある研究者又は技術者が在籍していることから、そうした研究開発機関が事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うための環境の整備を進めていくことも重要である。

二　重点産業技術に関する研究及び開発の基本的な方向

重点産業技術に関する研究及び開発は、国際競争力を維持し、我が国産業の持続的な発展

を図るために必要な産業技術力の強化に資することを旨とし、国、研究開発機関及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。

なお、法に基づく制度整備に加え、予算面にも十分配慮した多様な施策を一気通貫で講じることで、重点産業技術に関する研究及び開発を着実に推進していくこととする。

また、重点研究開発計画の認定を受けた事業者（以下単に「認定事業者」という。）又は重点産業技術共同研究開発機関の認定を受けた研究開発機関は、研究及び開発の成果を事業活動において効率的かつ円滑に活用し、国内外の課題解決及び市場創出へとつなげるため、研究開発段階から、産業標準化又は国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況を的確に把握し、自らの技術の相対的な優位性及び将来の事業内容を展望して、産業標準化又は国際標準化に関する活動並びに知的財産権の取得及び活用又は技術の秘匿に主体的に取り組むよう努めるものとする。例えば、産業標準若しくは国際標準の活用、知的財産権の取得及び

活用又は技術の秘匿についての最適な使い分けのための方針を策定し、当該方針に沿って研究及び開発を進めることが考えられる。

第二　重点産業技術に関する研究及び開発に関して重点産業技術ごとに次に掲げる事項

第一に規定する意義のうち、事業者が重点的に研究及び開発に取り組みやすい環境を整備し、産業技術力の底上げや新たな産業の創出を図っていくことが重要であることを踏まえ、基本的な方向を実現するものとして、重点産業技術に関する研究及び開発に関して重点産業技術ごとに次に掲げる事項を定める。

一　研究及び開発の目標に関する事項

①　人工知能・先端ロボット分野における産業活動において利用される技術

二千三十年代前半頃までに、「信頼できるＡＩ」を追求し、ＡＩ利活用の加速と開発力強化を目標とする。また、ＡＩロボティクスの社会実装を官民で実現し、産業競争力強化

と、構造的人手不足への対応等の社会課題解決に貢献することを目標とする。

② 量子分野における産業活動において利用される技術

二千三十年までに、産業利用の初期段階で活用可能な一万物理量子ビット超の国産量子コンピュータシステムの実現を目指すほか、二千三十年代の量子ネットワーク実現、量子センシング分野における戦略的自律性確保を目標とする。

③ 半導体・通信分野における産業活動において利用される技術

二千三十年代前半頃までに、ＡＩ時代に必要不可欠となる先端・次世代半導体の国内開発・製造能力を確保するとともに、光電融合技術等の技術的優位性を確保することを目標とする。

④ バイオ・ヘルスケア分野における産業活動において利用される技術

二千三十年代前半頃までに、バイオ製造技術の高効率化や国内資源の活用拡大、バイオ

医薬品の自国創製・新領域における国産医療技術の確立等を通じて、バイオエコノミー基盤を確立することを目標とする。加えて、予防・健康管理サービスの活用等により、国民の健康寿命の延伸と新産業の創出の達成を目標とする。

⑤　フュージョンエネルギー分野における産業活動において利用される技術

二千三十年代のフュージョンエネルギーによる発電実証の達成及びその先の社会実装を目標とする。

⑥　宇宙活動分野における産業活動において利用される技術

二千三十年代前半頃までに、我が国として自律的に衛星システムを維持・運用できる能力を確保するとともに、衛星通信・地球観測・測位等の宇宙インフラやサービス産業の国内確立、ロケット開発・製造の自律性向上と打上げの高頻度化、さらに月面・地球低軌道活動や月面インフラ構築に向けた技術開発・実証を推進し、国際的な競争力と不可欠な地

位を確立することを目標とする。

二　研究及び開発の内容及び実施体制に関する事項

①　人工知能・先端ロボット分野

1．研究及び開発の内容は、人工知能・先端ロボット分野における産業活動において利用される技術に該当すること。

2．研究及び開発の実施体制は、当該研究及び開発について、国際競争力を維持し、我が国産業の持続的な発展を図るために必要な産業技術力の強化に資することを旨とし、国、研究開発機関及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。

②　量子分野

1．研究及び開発の内容は、量子分野における産業活動において利用される技術に該当

すること。

2．研究及び開発の実施体制は、当該研究及び開発について、国際競争力を維持し、我が国産業の持続的な発展を図るために必要な産業技術力の強化に資することを旨とし、国、研究開発機関及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。

③　半導体・通信分野

1．研究及び開発の内容は、半導体・通信分野における産業活動において利用される技術に該当すること。

2．研究及び開発の実施体制は、当該研究及び開発について、国際競争力を維持し、我が国産業の持続的な発展を図るために必要な産業技術力の強化に資することを旨とし、国、研究開発機関及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行う

ものとする。

④　バイオ・ヘルスケア分野

1．研究及び開発の内容は、バイオ・ヘルスケア分野における産業活動において利用される技術に該当すること。

2．研究及び開発の実施体制は、当該研究及び開発について、国際競争力を維持し、我が国産業の持続的な発展を図るために必要な産業技術力の強化に資することを旨とし、国、研究開発機関及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。

⑤　フュージョンエネルギー分野

1．研究及び開発の内容は、フュージョンエネルギー分野における産業活動において利用される技術に該当すること。

2．研究及び開発の実施体制は、当該研究及び開発について、国際競争力を維持し、我が国産業の持続的な発展を図るために必要な産業技術力の強化に資することを旨とし、国、研究開発機関及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。

⑥　宇宙活動分野

1．研究及び開発の内容は、宇宙活動分野における産業活動において利用される技術に該当すること。

2．研究及び開発の実施体制は、当該研究及び開発について、国際競争力を維持し、我が国産業の持続的な発展を図るために必要な産業技術力の強化に資することを旨とし、国、研究開発機関及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。

三　研究及び開発に当たって配慮すべき事項

①　技術情報管理強化

認定事業者に対し、認定重点研究開発計画に従って行われる研究及び開発の成果及びその活用の際に必要となる技術の設計・生産・利用の各段階において有用かつ中核的な技術（ソフトウェアを含む。以下「コア重要技術」という。）、並びに、コア重要技術の実現に直接寄与する技術（以下「コア重要技術等」（注１、２）という。）のうち非公知のものについて、その流出を防止するための措置が取られるよう求める。

（注１）コア重要技術等についての補足説明は以下のとおり。

「当該研究及び開発の成果」：認定重点研究開発計画に係る重点産業技術に関する研究及び開発の成果であって、当該技術が流出した際に、我が国の技術優位性の強化又は創出に影響があるもの

「研究及び開発成果の活用の際に必要となる技術」：研究及び開発の成果を用いた製品・サービス化等の際に必要となる研究開発成果以外の技術。例えば、製品化の際に必要な製造設備やソフトウェア等

「設計の段階において有用かつ中核的な技術」：設計の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術

「生産の段階において有用かつ中核的な技術」：生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術

「利用の段階において有用かつ中核的な技術」：利用の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術

「コア重要技術の実現に直接寄与する技術」：その技術を知ることでコア重要技術が漏洩する可能性がある技術。例えば、コア重要技術の開発手順や設計・生産に必須となる製

造装置などのパラメータ設定、サンプルの試験方法や計測法、原材料の配合などのノウハウが該当

（注２）コア重要技術等の具体例は以下のとおり。

・〇〇素材の生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する温度・湿度条件など

・〇〇プログラムを設計する段階において必ず使用され、かつ性能を決定するデータ

具体的には、認定事業者に対し、コア重要技術等を特定した上で、以下（ア）から（ウ）までに掲げる技術流出防止措置を講ずることを求める。

（ア）　コア重要技術等へのアクセス管理

コア重要技術等（非公知のものに限る。以下同じ。）にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイ

ドライン等含む。）を整備すること。

（イ）　コア重要技術等にアクセス可能な従業員の管理

（ア）に規定する従業員に対し相応の待遇（賃金、役職等の向上）を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア重要技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア重要技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）その他関係する法律の規定に十分配慮しつつ、退職後の競業避止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

（ウ）　取引先（共同して行う研究及び開発の相手方又は研究及び開発の委託先等の第三者を含む。以下同じ。）における管理

認定事業者ではなく、取引先がコア重要技術等の全部又は一部を有する場合、当該

コア重要技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、（ア）及び（イ）に相当する内容の措置を講じることを求め、その履行状況を定期的に確認する等、取引先からのコア重要技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。

なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）及び受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の規定に十分配慮すること。

② 技術移転防止（事前相談）

認定事業者は重点産業技術について我が国の技術優位性の創出及びその流出・拡散防止を図る必要があることから、右記①の措置に加え、以下の技術移転防止に係る措置を講ず

ることを求める。

認定事業者又はそのグループ会社が、他者又は他国に対し、次に掲げるいずれかの行為（注１に示す行為をいう。）を行うに当たって、左記（ア）又は（イ）に該当する場合は、当該行為を実施する前に、十分な時間的余裕をもって担当省庁に事前に相談をすること。

（ア）コア重要技術等の強制的な技術移転のおそれがあること又は次に掲げる他者の属性によりコア重要技術等の流出のおそれがあることを申請者が知った場合

イ　過去五年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者

ロ　外国政府等による影響を受けて事業を行う者

（イ）（ア）に掲げるおそれがあるとして経済産業省から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合

（注１）他者又は他国に対する行為

・他者（認定事業者の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、コア重要技術等に係る知的財産権を移転する、認定重点研究開発計画の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア重要技術等そのものを移転する

・他者に対し、コア重要技術等を提供する

・他者と、コア重要技術等を共同して研究及び開発を行う

・他国において、コア重要技術等に係る研究及び開発を行う

・他国において、コア重要技術等を用いた製品等を生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該製品等の製造能力が十パーセントを超える割合で増強する（ただし、当該生産拠点で生産する当該製品等の八十五パーセント以上が当該他国で消費される場合を除く。）

四　研究及び開発の推進のための方策に関する事項

①国、研究開発機関及び認定事業者は、国際競争力を維持し、我が国産業の持続的な発展を図るために必要な産業技術力の強化に資するよう、相互に密接な連携を図りつつ、主体的かつ積極的に重点産業技術に関する研究及び開発の推進に努めるものとする。

②主務大臣は、重点研究開発計画の認定に当たり、当該重点研究開発計画が国際競争力を維持し、我が国産業の持続的な発展を図るために必要な産業技術力の強化に資するよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第三　研究開発機関が事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うために確保する人材、設備その他の体制に関する事項

第一に規定する意義のうち、研究開発機関が事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うための環境を整備することで、産業技術力の強化を図っていくことも重要である

ことを踏まえ、基本的な方向を実現するものとして、研究開発機関が事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うために確保する人材、設備その他の体制に関する事項を定める。

一　研究及び開発に従事する研究者及び技術者、当該研究及び開発に関して知り得た情報の管理責任者その他の当該研究及び開発を行うために必要な人材に関する事項

①　研究者の実績に関する事項

研究開発機関において重点産業技術に関する研究及び開発に従事する研究者は、当該重点産業技術に関する研究及び開発に関する優れた業績を有していると認められること。

②　研究者の確保に関する事項

研究開発機関は、長期間にわたって重点産業技術に関する研究及び開発並びにその成果の普及を継続して行っていくため、当該研究及び開発に従事する研究者の確保に関する取

組を行うこと。

③　研究支援人材の確保に関する事項

研究開発機関は、技術者その他の重点産業技術に関する研究及び開発に関係する業務を支援する人材を配置し、当該研究及び開発に従事する研究者が研究及び開発に専念できるように環境の整備を行うこと。

④　研究及び開発に関して知り得た情報の管理責任者に関する事項

研究開発機関は、研究及び開発を行う重点産業技術に関する情報について、適切な管理を行う責任者を配置し、当該責任者を中核として、当該情報の適切な管理に関する取組を行うこと。

二　研究及び開発を行うための設備等に関する事項

研究開発機関は、重点産業技術に関する研究及び開発を行うための設備等を確保している

こと。

三　その他の体制に関する事項

①　研究及び開発を行うための資金の管理の体制に関する事項

研究開発機関は、重点産業技術に関する研究及び開発を事業者と共同して円滑に行うために、当該研究及び開発を行うための資金を適切に管理するための体制を有していること。

②　研究開発機関と事業者の連携に関する事項

1．研究開発機関は、産学連携本部（法第二十九条第一項の認定に係る人材、設備その他の体制を活用して行う重点産業技術に関する研究及び開発について事業者と協議しその内容を定め、当該研究及び開発に係る契約又は協定の締結事務及び当該研究及び開発に係る経理事務を実施する組織をいう。以下同じ。）を設置しており、かつ、当該産学連携本部が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（ア）当該研究及び開発を行おうとする事業者のための相談窓口（その行おうとする当該研究及び開発について当該事業者と協議しその内容を定める業務を行う部署をいい、当該業務に関し三年以上の経験を有する者が配置されているものに限る。）が設置されており、かつ、当該相談窓口が設置されていることについて広く公表されていること。

（イ）当該研究及び開発に係る契約又は協定の締結事務に従事する者が三名以上配置されており、うち一名以上は、当該研究及び開発に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の当該研究及び開発に係る運営及び管理に係る業務に関する専門的な知見を有する者が配置されていること。

（ウ）当該研究及び開発に係る経理事務に専ら従事する者が配置されていること。

2．研究開発機関が法第二十九条第一項の認定に係る人材、設備その他の体制を活用し

て行う重点産業技術に関する研究及び開発に関する次に掲げる事項（その内容が当該研究及び開発を行う事業者との契約又は協定の締結その他当該研究及び開発の実施に関し適切なものであると認められる場合における当該事項に限る。）を定めており、かつ、当該事項を公表していること。

（ア）当該研究及び開発に係る申込み及び契約又は協定の締結に関する手続に関する事項（当該手続に係る申込書及び契約書又は協定書の様式に関する事項を含む。）

その他事業者が当該研究及び開発を実施するために必要な事務手続に関する事項

（イ）当該研究及び開発に要する費用の分担に関する事項及び当該費用の額のうち当該研究及び開発を実施する事業者が負担した額について当該研究開発機関が行う確認に関する事項

（ウ）当該研究及び開発の成果の帰属及び当該成果の当該研究開発機関による公表に

関する事項

（エ）（ア）から（ウ）までに掲げるもののほか、当該研究開発機関と当該研究及び開発を実施する事業者が当該研究及び開発を実施するために必要な事項

3．研究開発機関が法第二十九条第一項の認定に係る人材、設備その他の体制を活用して行う重点産業技術に関する研究及び開発の実施のために必要な業務の方法に関する規程を定めており、当該規程に次に掲げる事項の全てが定められていること。

（ア）当該研究及び開発に係る契約又は協定の締結事務を産学連携本部が実施すること。

（イ）当該研究及び開発に係る経理事務を適切に実施するための会計に係る情報システム（当該研究及び開発に要した費用の額、当該費用の費目及び当該費目ごとの額について、他の経理と区分して整理し保存する機能を有しているものに限る。）に

より、当該研究及び開発に係る経理を、法第二十七条第一項に規定する基準に適合する研究及び開発に係る経理とその他の研究及び開発に係る経理とに区分し、これらの研究及び開発に係る経理事務を産学連携本部が実施すること。

（ウ）当該研究及び開発に係る費用の額の確認を産学連携本部が実施し、当該確認の内容に基づき、当該研究及び開発に係る試験研究費の額のうち法第二十七条第一項に規定する基準に適合する研究及び開発に係る試験研究費の額の認定を当該重点産業技術共同研究開発機関の長が実施すること。

第四　その他重点産業技術に関する研究及び開発に関する重要事項

一　重点研究開発計画の認定を受けようとする者が次のいずれにも該当しないことを認定の要件とする。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条

第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

②法人であって、その役員のうちに暴力団員等があるもの

③暴力団員等がその事業活動を支配するもの

二　重点産業技術に関する研究及び開発を行う事業者又は研究開発機関においては、従前に比して個人情報を取り扱う機会は大きく増大し、また昨今、機微な個人情報の漏洩事故が発生していることも踏まえ、個人情報の適正な取扱いを確保する必要がある。個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者に該当する事業者が、研究及び開発を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）に沿って、業務上取り扱う個人情報の安全管理措置をあらためて徹底する必要がある。

三　重点産業技術に関する研究及び開発を行う事業者又は研究開発機関においては、保有する顧客の個人情報や重要な技術情報等を狙うサイバー攻撃は増加傾向にあり、その手口も巧妙化している背景を踏まえ、自ら適切な情報セキュリティ対策を実施する必要がある。

このため、当該事業者又は当該研究開発機関が研究及び開発を実施するに当たっては、情報セキュリティポリシーの策定や不正アクセス防止に向けた対応策の確立など、組織面及び技術面での情報セキュリティ対策を適切に実施していることを再確認しなければならない。

附　則

この告示は、令和九年四月一日から施行する。